

東日本大震災の被災地で適用する土木工事等標準歩掛について

平成26年4月30日

福島県農林技術課

東日本大震災の被災地では、早期復旧に向け大規模な復旧・復興事業が推進されており、工事量の増大による資材調達不足等で、「土工」及び「コンクリート」において日当たり作業量の低下が生じている事が確認されたため、平成25年10月1日より標準歩掛日当たり作業量の補正を行ってきましたが、今回、補正率の見直しを行いました。

また、工種区分「道路維持工事」の間接工事費率の率式対象額下限値及び率の見直しを行いました。

○ 対象工事

福島県が発注する工事（土地改良事業等請負工事積算基準、森林整備保全事業設計積算要領により積算する工事に限る）

○ 適用年月日

(1) 平成26年4月30日以降起工する工事。

(2) 平成26年4月29日以前に起工し、平成26年4月1日以降に入札を行う工事についての取扱いは、入札監理課のホームページをご覧ください。

※「土木工事標準積算基準等の一部改正に伴う特例措置について」

○ 補正の内容

(1) 土工（掘削～土の敷均し・締固めまでの一連作業）

掘削・敷均し・締固め作業を行う工種で日当たり作業量を10%補正していたものを20%補正に見直しました。

(2) コンクリート工

コンクリート打設を伴う工種で日当たり作業量の10%補正は継続します。

(3) 間接工事費率の率式対象額下限値及び率の見直し

森林整備保全事業設計積算要領における工種区分「道路維持工事」について、間接工事費率の率式対象額下限値を見直すとともに、率式対象額下限値以下の間接工事費率を見直しました。

率式対象額下限値 新：共通仮設費200万円、現場管理費200万円

旧：共通仮設費600万円、現場管理費700万円

○ その他

(1) 詳細は、東北農政局、林野庁及び関東森林管理局ホームページをご覧ください。

(2) 県で策定している施工単価表は、各閲覧場所に備え付けています。